

# 戦後日本における言語障害教育教員養成

## および教師教育の歴史的展開過程

### —「ことばの教室」の発展と地域性との関連から—

田中 謙・瀧澤 聡

キーワード：「言語障害教育教員養成」「教師教育」「ことばの教室」「地域性」

#### 要 旨

本研究では 1960 年代末～1993 年度までの言語障害教育教員養成および教師教育の全国的な動向を、「ことばの教室」の発展と地域性との関連に着目して明らかにすることを目的に検討を行った。その結果をまとめると以下の 3 点が明らかになった。

一点目に言語障害特殊学級の在学率は言語障害児推定数の 10%程度であり、言語障害特殊学級の設置に関しては都道府県ごとの違いが大きかった。

二点目は言語障害特殊学級の設置が特に進められた都道府県として北海道、宮城県、東京都、千葉県、神奈川県、静岡県、大阪府等が挙げられ、その要因として政策の存在があった可能性が示唆された。

三点目には上述の 7 都道府県は言語障害教育教員養成課程、言語障害教育臨時教員養成課程、特殊教育特別専攻科言語障害教育専攻が設置された国立大学が位置する都道府県が多く、教員養成が言語障害特殊学級設置の一つの原動力となった可能性が示された。

#### I. 問題の所在

本研究は戦後～現在の日本における言語障害児支援を担う「ことばの教室」の発展過程に関して、「ことばの教室」を担当する教員の教員養成および教師教育の特質を歴史的に明らかにする作業の一環である。その中で、本研究では「ことばの教室」の展開過程と言語障害教育教員養成および教師教育の関係性を検討する基礎作業として、1960 年代末から学校教育法施行規則一部改正により「通級による指導」が確立する 1993（平成 5）年までの時期を対象に、言語障害教育教員養成および教

師教育の全国的な動向を、「ことばの教室」の発展と地域性との関連に着目して明らかにするものである。

戦後日本における言語障害児を主な支援対象とした「ことばの教室」は、1993（平成 5）年「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」（平成 5 年 1 月 28 日 文部省令第 1 号）、「学校教育法施行規則第 73 条の 21 第 1 項の規定による特別の教育課程」（平成 5 年 1 月 28 日 文部省告示第 7 号）の告示、文部科学省初等中等教育局長通達「学校教育法施行規則の一部改正等について」（文初特第 278 号）が示され、

---

（所 属）

山梨県立大学・北翔大学

1993（平成5）年4月1日より「通級による指導」として制度化されている。そして今日では特別支援教育制度下で「通級による指導」利用児数が大幅に増加していることから、「多様で柔軟な仕組み」の一端を担う通級指導教室の充実が不可欠であると考えられており（田中・瀧澤,2016,2）、特別支援教育に関する研究を進展させる上で、「ことばの教室」に着目することには積極的意義が見出せる。

そしてこの「ことばの教室」について歴史的観点から検討すると、1993年の制度化以前より「ことばの教室」が「特殊学級」制度下で「言語障害の治療教育の場」として機能しており、実際に特殊学級でありながら、実態として「通級方式」で支援が行われていたこと（松村・牧野,2004,142）が明らかになっている。つまり「ことばの教室」の歴史的展開過程において、1993年「通級による指導」制度で発展がなされてきたものの、その基盤は1993年の制度化以前の特殊学級下で築かれてきたと考えられる。この点を考慮し、本研究においては歴史的展開過程に着目するうえで、1993年「通級による指導」制度以前に「ことばの教室」の基盤がどのように形成されてきたのかを明らかにすることに焦点が当てられる。

「ことばの教室」に関する歴史的な研究として代表的なものに、松村・牧野（2004）があげられる。松村・牧野（2004）は日本の言語障害教育が「戦後の新しい教育の始まりと共に」、「宮城県仙台市通町小学校での濱崎健治教諭の実践」「千葉県市川市真間小学校での大熊喜代松教諭の実践」を基としていることとその源流を示し（松

村・牧野,2004,141）、さらに1958（昭和33）年「仙台市通町小学校」、1959（昭和34）年「千葉県院内小学校」の言語障害特殊学級開設が「契機」となり、「言語障害特殊学級が言語障害の治療教育の場として展開していく」こと、「仙台市通町小学校や千葉県院内小学校での親の会の取り組み」を基に1964（昭和39）年度に「言語障害児を持つ親の会全国協議会」（以下、親の会と表記）が結成され、「言語障害特殊学級の設置、担当教員の養成と免許制度等の働きかけ」が「全国規模で行われ」たことを指摘している（松村・牧野,2004,142）。村松・牧野（2004）により、「ことばの教室」展開の源流と言語障害特殊学級の設置展開の契機、親の会の取り組みによる働きかけがあったことが明らかになっており、本研究もこの先行研究の知見を支持する。しかしながら同研究では「仙台市通町小学校」「千葉県院内小学校」を契機とした言語障害特殊学級の設置がその後どのように展開され、また親の会により行われた全国的な働きかけにより、本当に全国的に展開していたのかどうかの検証は十分になされておらず、研究課題として残っている。

さらに松村・牧野（2004）も指摘する担当教員の養成に関しては、「ことばの教室」の展開過程の中でどのようになされてきたのであろうか。教員養成に関しては藤井（1998）の中で、言語障害特殊学級の「設置数増加に伴い、担当教員の養成に重点が置かれて」きたことが指摘され、具体的に「大学での教員養成が始まる以前は、院内小や通町小へ教員が出かけ、研修をするという方法が多かった」ことを千葉市立

院内小学校、仙台市立通町小学校の事例を挙げながら述べられている。また東京学芸大学二十年史編集委員会編（1970）では「昭和40年度ごろから臨時養護学校教員養成課程のなかに教育委員会の派遣によって言語治療教師としての研究を必要とする学生が増えてきた」ことを背景に、「大学当局および文部省と談合の結果、昭和43年7月にわが国初の課程」として言語障害教員養成課程の設置がなされたとされている。先行研究では教員養成が先駆的な「ことばの教室」で行われ、大学と文部省との協議により東京学芸大学に言語障害教員養成課程設置がなされたとされており、その研究意義は大きいといえるが、実態がどのようなものであったのかに関して、言及が限定的であり、さらなる検証が求められる。この点は田中・瀧澤（2016）で示された『『親の会』および『親の会』以外（例えば、教員養成や研修等）の『ことばの教室』の展開要因の検討を行うこと』（田中・瀧澤,2016,8）という「ことばの教室」の研究課題とも合致し、「ことばの教室」の歴史的展開過程を明らかにする作業の一環として研究の積極的意義が見出せる。

## II. 研究方法

### 1. 用語の定義、概念整理および分析対象

本研究では「ことばの教室」の定義について、藤井（1998）、松村・牧野（2004）等の先行研究を踏まえ定義を行っている田中・瀧澤（2015；2016）を参照する。すなわち、『治療教室』『言語治療教室』を含め『言語障害特殊学級』、通級指導教室を含む支援機関を、『治療教育』のみな

らず教育相談等を含む言語に関する支援ニーズに広く対応してきた支援機関として包括的に捉え」る概念として（田中・瀧澤,2016,3）、本研究では「ことばの教室」の名称を用いることとする。

その「ことばの教室」の中で、本研究で対象とするのは、言語障害児を対象とした言語障害特殊学級とする。

### 2. 分析史資料

本研究では分析史資料として文部省初等中等教育局編『特殊教育資料』1963（昭和38）年度版～1993（平成5）年版を主に用いることとした。同資料は文部省初等中等教育局編集により特殊教育政策や特殊教育に関する統計資料がまとめられており、戦後の特殊教育政策を中心として歴史的変遷を把握する上では適した資料であると考えられる。なお、以下特に注釈のないデータに関しては、同資料を参照した。

ただし1970（昭和45）年度版に関しては同資料の刊行がなされなかったため、分析対象とならないことを付記する。また本研究で分析史資料となる文部省編『特殊教育資料』は時期による掲載情報内容が異なるため、分析が限定的となる制約があることも合わせて記すこととする。

### 3. 分析対象時期

本研究では問題の所在にも示したように、1993（平成5）年の学校教育法施行規則一部改正による「通級による指導」が確立する以前に「ことばの教室」がどのような展開過程を遂げ、「通級による指導」制度の基盤となる歴史を紡いできたのかについて焦点を当てるため、「ことばの教

室」が創設された1958(昭和33)年度から、「通級による指導」制度が確立する1993年度までを取扱うこととする。ただし、後述のように1960年代初期まで「ことばの教室」は仙台市立通町小学校および千葉市立院内小学校にのみ設置がなされていたため、全国的な動向を扱う上では、実質的には1960年代以降が本研究における分析対象となる。

### Ⅲ. 結果・考察

#### 1. 「特殊学級の在学者数ならびに在学率における言語障害の割合」「言語障害特殊学級設置数の変遷」(Table1, Table2)

Table1は、「特殊学級の在学者数ならびに在学率における言語障害の割合」の年度別変遷を示したものである。言語障害の「出現率」は、『特殊教育資料 昭和43年度版』によれば「昭和42年度『児童・生徒の心身障害に関する調査』、『学校保健統計調査』および『学校基本調査』」を基にしたものであり、約0.33%となっている。同数値はデータ掲載が確認できる1976(昭和51)年度まで0.33%であり、文部省は少なくとも1960年代～1970年代にかけて、児童生徒中0.33%、約50,000人の言語障害の推定値を政策立案の根拠として考えていたことがうかがわれる。

Table2は実際の小学校、中学校における「言語障害特殊学級設置数の変遷」を示したものである。この結果から1950年代後半～1960年代初期の5年間にかけては、言語障害特殊学級の先駆けとなった仙台市立通町小学校、千葉市立院内小学校のみの設置であったことがよみとれる。そして1960年代後半から設置数および在籍児数

の増加が確認でき、特に1970年代に設置数が1970年度の264学級から1979年度の1,037学級へと大幅に増加していることが読み取れる。

1980年代の設置数の展開も考慮すると、戦後日本における言語障害特殊学級は1970年代に設置が拡充されていったことがうかがわれるが、一方で在学率は1968年度の1.9%から1976年度の11.9%と約10年間で10ポイントの上昇にとどまり、特殊学級設置、言語障害教育推進は全国的には十分に進めなかった可能性が示唆される。

#### 2. 小学校、中学校における「都道府県別言語障害特殊学級設置数の変遷」(Table3, Table4)

Table3の小学校「都道府県別言語障害特殊学級設置数の変遷」に着目すると、1970年度の千葉県の41学級378人が他県に比して特に設置数が多いことが確認できる。次いで東京都、神奈川県17学級、北海道15学級、大阪府13学級、静岡県11学級となっている。また宮城県は同年度の設置数が確認できないものの、1972年度の設置数から千葉県に次いで設置が進んでいた可能性がある。従って、千葉県、宮城県は仙台市立通町小学校、千葉市立院内小学校のみならず、両学級の影響を受け、他県に比して先進的に整備が進められた可能性が見出せる。

また特に全国的な展開過程において小学校言語障害特殊学級の整備が進められていったのが北海道であることがうかがえる。北海道は1970年代が一貫して千葉県が設置数が一番多い中で、1980年度に千葉県を抜いて全国で一番多い設置数

(106学級)となっている。北海道が最多設置学級数である点は1993年度まで変わっておらず、設置数の変遷から北海道は特に小学校特殊学級設置に取り組んできた地方公共団体であると考えられる。田中・瀧澤(2015;2016)をはじめ、北海道における「ことばの教室」「幼児ことばの教室」に関する研究報告がなされ始めており、同一連の研究のさらなる発展により、全国的に一番特殊学級設置が進められた北海道における「ことばの教室」「幼児ことばの教室」の発展要因を明らかにすることは、戦後日本における言語障害教育史の進展において不可欠な研究課題であると考えられる。

Table4は中学校「都道府県別言語障害特殊学級設置数の変遷」である。小学校言語障害特殊学級と異なり、全国的に見ても1986~1988年度の88学級設置が最も多くなっており、中学校言語障害特殊学級設置は全国的にみても進まなかった傾向にあることがうかがわれる。特に1都1府14県(秋田県、山形県、栃木県、茨城県、東京都、新潟県、富山県、福井県、山梨県、京都府、鳥取県、徳島県、愛媛県、長崎県、熊本県、宮崎県)では設置の確認ができず、未設置の地方公共団体もあった可能性が示唆された。一方で北海道は小学校同様中学校言語障害特殊学級の設置が他県に比して進められたことも見て取れ、今後全国的に中学校言語障害特殊学級の設置が進まなかった要因や、その中で北海道で設置が進められた要因が何であったのかを解明する作業が求められる。

1. 「特殊学級の在学者数ならびに在学率における言語障害の割合」「言語障害特

殊学級設置数の変遷」と都道府県別の設置状況を勘案すると、言語障害特殊学級設置を中心とした文部省の言語障害教育政策に関して推定値を満たすような拡充が図れなかった要因の一つとして、地域偏重があった可能性が示唆される。では、特に言語障害特殊学級設置が先進的に進められた地域にはどのような特質があったのだろうか。関連すると考えられるのが「特殊教育実験学校」「特殊教育教育課程研究指定校」に関する政策と教師教育および教員養成である。

3. 言語障害教育推進に関する政策—「特殊教育実験学校」「特殊教育教育課程研究指定校」—(Table5,Table6)

文部省は1960年代に「心身障害の多様さに応じて多くの専門分野に分化」している中で、「医学や教育学の進歩に伴って今後ますます分化していく傾向」にあることを鑑み、「教育の方法や内容について研究を要する問題がつぎつぎと生じてきたため、「特殊教育実験学校」を設けて実験研究を進めていった(文部省初中局特殊教育課,1966,65)。特殊教育実験学校は特殊教育の当面する諸問題について、実験研究を行ない、問題の解決とその成果の普及を図り、もって特殊教育の充実振興に資することが目的の事業である(文部省初中局特殊教育課,1973,67)。同事業の特徴は、研究の主体が都府県の教育委員会であり、「研究事項が特殊であり、未開拓の分野でもある」ため、「医学、心理学、教育学の面と教育行政の面との緊密な協力を必要とするためにとられた措置」として、「都道府県の委嘱を受けた専門の医師、大学教官(教育学、心理学関係)、指導主事等のそ

それぞれの専門家より構成される実験学校運営協議会の指導助言を受けながら研究を実施する」点である（文部省初中局特殊教育課,1966,65）。

Table5 は言語障害教育に関して特殊教育実験学校に指定された小学校一覧である。言語障害に関しては 1964（昭和 39）年の世田谷区立駒沢小学校から指定が確認され、指定を受けた千葉県院内小学校の研究は、「広く全国的な共鳴を呼んで、各地に続々と言語障害教育発足の気運を芽ばえ」させたと評価されている（文部省初中局特殊教育課,1966,65）。

「特殊教育教育課程研究指定校」は 1966（昭和 41）年度より開始された事業で、「盲教育または弱視教育に関する研究」「聾教育または難聴教育に関する研究」「精神薄弱児教育に関する研究」「肢体不自由児教育に関する研究」「病弱教育または身体虚弱教育に関する研究」「言語障害教育に関する研究」の六項目について、特殊教育に関する教育課程の編成および学習指導の方法等について研究を行ない、教育課程の改善ならびに教科書、指導書等の編修に必要な基礎資料を得ることが目的の事業である（文部省初中局特殊教育課,1973,67）。同事業の研究期間は原則二年間であり、「研究終了後は、文部省に研究報告書を提出するほか、できるかぎり、研究報告書の印刷配布、研究発表会の開催等を通じて、研究成果の普及につとめること」とされている。従って他の言語障害特殊学級実践における教育課程編成等の参考となる教育課程開発や教育課程参考資料作成等を行う事業として、言語障害特殊学級の展開にも寄与することを目的とし

た事業であったと考えられる。

同事業の指定校の変遷は Table6 のとおりである。特徴として 1970（昭和 45）年から指定を受けた所沢市立所沢「小学校言語障害を有する幼児・児童に対する指導のあり方についての研究」、1972（昭和 47）年から指定を受けた山口市立白石小学校「早期教育のあり方」のテーマに顕著に示されているように、小学校特殊学級における教育課程開発において、幼児期の言語障害も対象とした教育課程の開発を行っていた点があげられる。言語障害教育では小学校言語障害特殊学級で障害幼児の支援が行われていた事実を示すものであり、幼児教育—小学校教育の連続性ある教育課程の開発が 1970 年代には国の支援を受けて行われていたのである。

#### 4. 教師教育および教員養成

##### （1）特殊教育関係教職員研修状況（Table7）

上述のように全国的に言語障害特殊学級設置が拡充する中で、国に対して言語障害特殊学級担当者の養成、研修に対する体制の整備を求める各都道府県市区町村教育委員会および学校現場教員からのニーズが高まっていくこととなる。

それを受け文部省では 1966（昭和 41）年度「文部省特殊教育実験学校研究発表会」において「言語障害」の部会を設置し、小・中・聾・養護学校教員、校医、指導主事、教員養成大学関係者等に対し先駆的な千葉県千葉市立院内小学校の実践を学ぶ機会を設けている。翌 1967（昭和 42）年度からは全国の言語障害・難聴担当教員等を対象とした「言語障害担当教員講習会」を東京で行うようになる。「言語障害担当教

員講習会」は1967年度224名、1968(昭和43)年度128名、1969(昭和44)年度144名と各年度100名を超える言語障害・難聴担当教員等が受講しており、初期の担当者の数少ない学習の場として一定の機能を有していたと推測される。

## (2) 特殊教育内地留学生派遣 (Table8、Table9)

また都道府県教育委員会等でも言語障害を担当する教員の現職研修として「特殊教育内地留学生」の派遣を行っていたことが確認できる。

Table8は1966～1969年度の全国の特  
殊教育内地留学生の研修先となった大学  
一覧である。特徴としては、①仙台市立通  
町小学校、千葉市立院内小学校と連携のあ  
った東北大学、千葉大学、②医学部等で言  
語障害等に対して手術や言語治療を行っ  
ていた東京大学、東京医科歯科大学、③後  
述のように言語障害教育教員養成課程が  
設置されることになる東京学芸大学、大阪  
教育大学、愛媛大学、④田口恒夫等言語障  
害、言語治療教育を専門とする研究者が在  
籍していたお茶の水女子大学、東京教育大  
学等が派遣先となっていたことが読み取  
れる。

また福島県教育委員会を例にあげると、  
福島県教育委員会編(1969)では1968  
年度長期研修派遣(言語障害教育部門)と  
して会津若松市立城西小学校宮内陸照教  
諭、原町市立原町第二中学校佐藤彦一教  
諭が(福島県教育委員会編,1969,97)、福  
島県教育委員会編(1970)では1969年  
度に郡山市立宮城中学校加藤誠子教諭が  
それぞれ一年間仙台市立通町小学校に派  
遣される旨の記述が確認でき(福島県教育委員

会編,1970,115)、福島県教育委員会編  
(1973)では1972年度に福島大学へいわ  
き市立小名浜第一小学校大堀志朗教諭が  
派遣されている。また同年には国立特殊  
教育総合研究所へ一ヵ月福島市立福島第  
四小学校近藤洋子教諭が派遣されているこ  
とも確認できる(福島県教育委員会  
編,1973,138)。

従ってこの時期には先駆的に実践に取り  
組んでいた言語障害特殊学級にも長期  
派遣がなされていた、また派遣もTable8  
にとどまらず、地域の国立大学や国立特  
殊教育総合研究所等が派遣先となってい  
たことが読み取れる。

またTable9から特殊教育内地留学生の  
都道府県別派遣人数を見てみると、1966  
～1969年度の4年間では、北海道、新潟  
県、宮崎県の6名が一番多く、次いで宮城  
県、山形県、広島県の5名となっている。  
北海道は先に見たように特殊学級設置校  
数が他都府県に比して多い地域であるが、  
その要因の一つとして教員の派遣等、教師  
教育政策に力を入れていた可能性がこの  
点からうかがわれる。

## (3) 教員養成

### 1) 言語障害教育教員養成課程 (Table10)

言語障害教育を主とした教員養成課程  
である「言語障害教育教員養成課程」の設  
置は1968(昭和43)年度の東京学芸大学  
が最初であることがTable10から確認で  
きる。その後1970(昭和45)年度に大阪  
教育大学、1972(昭和47)年度に宮城  
教育大学、1973(昭和48)年度金沢大学と  
増設されていったことが確認できる。この  
4大学での言語障害教育教員養成課程設  
置の体系は1987(昭和62)年度まで維持

されており、学部生を対象とした4年制課程での養成は東京学芸大学、大阪教育大学、宮城教育大学、金沢大学を中心に展開されてきたと考えられる。そして1988(昭和63)年度から大阪教育大学では障害児教育の5課程を改組して「障害児教育教員養成課程」へ再編し、言語障害教育はその中の一コースへと位置づけられた。このように障害種別の教育課程を再編し、障害児教育教員養成課程の中に言語障害教育を行うコースを設定する動きは、福岡教育大学、東京学芸大学、愛知教育大学、愛媛大学へと広がっていく。少なくとも1993(平成5)年度まで言語障害教育教員養成課程として維持していったのは宮城教育大学と金沢大学であった。

以上から戦後1993年度までに言語障害教育を主とする養成課程を設置していたのは全国で国立大学7大学であり、これらの大学が主として拠点的に機能してきたと考えられる。

## 2) 言語障害教育臨時教員養成課程 (Table11)

1) 言語障害教育教員養成課程と並行して文部省では「言語障害教育臨時教員養成課程」の設置を政策として推し進めていった。言語障害教育臨時教員養成課程は入学条件が「小・中・高等学校または幼稚園の教員の普通免許を有すること。(取得見込を含む。)」であり、一年制の教育課程であった。同課程は主として幼稚園～高等学校までの教員免許を有する現職の教員を履修対象とした課程であり、現職教員への言語障害教育に関する教育を行う教師教育の場としての機能を有した制度設計がなされていた。

この言語障害教育臨時教員養成課程は、1969(昭和44)年度に金沢大学、大阪教育大学、愛媛大学に最初に設置され、その後1971(昭和46)年に北海道教育大学、1975(昭和50)年度に宮城教育大学、1976(昭和51)年度に横浜国立大学、1978(昭和53)年度に福岡教育大学、1979(昭和54)年度に千葉大学と1970年代に設置が広がり、1980～1990年代へとつながっていった。

## 3) 特殊教育特別専攻科言語障害教育専攻 (Table12)

また1974(昭和49)年度の大阪教育大学を皮切りに、「特殊教育特別専攻科」に「言語障害教育専攻」を設置する大学も見られるようになっていく。一年制の課程である点は言語障害教育臨時教員養成課程と共通であるが、相違点は就学資格において「大学卒業資格」あるいは「一級免許状」取得者を見込んでいる点である<sup>(1)</sup>。つまり特殊教育特別専攻科は4年制大学を卒業している教員免許取得者か、一級免許状取得者を対象としており、短期大学あるいは専修学校等で二級免許状を取得した者(教員)等は対象にならない点が異なっている。

Table11 および 12 を比較すると、大阪教育大学、金沢大学、愛媛大学に特殊教育特別専攻科が設置されており、この3大学は言語障害教育臨時教員養成課程を廃止して特殊教育特別専攻科へと改組したことが見て取れる。

一方で北海道教育大学、宮城教育大学、千葉大学、横浜国立大学、福岡教育大学の5大学では少なくとも1993年度までは特殊教育特別専攻科への改組が行われていないことが確認できる。今後両者の養成課



程の特質の違いや、特殊教育特別専攻科への改組の実施が生じた要因および、改組の歴史的意義等を検討することが、言語障害教育に関する歴史的研究の研究課題であるといえる。

以上の言語障害教育教員養成課程、言語障害教育臨時教員養成課程、特殊教育特別専攻科言語障害教育専攻が設置された大学を見てみると、いずれも国立大学であり、北海道、宮城県、東京都、千葉県、神奈川県、大阪府等言語障害特殊学級設置が推し進められた都道府県に位置する大学が多いことがみてとれる。従って言語障害特殊学級設置と養成課程の設置との関連性が考えられる。しかしながら金沢大学、愛媛大学、福岡教育大学が位置する石川県、愛媛県、福岡県では必ずしも他県と比して言語障害特殊学級の設置が進んでおらず、関連性に関しては各地域の教員養成の状況を事例ごとに分析し、詳細に検討する必要性が指摘できる。

#### IV. まとめと今後の課題

本研究では 1960 年代末～1993 年度までの言語障害教育教員養成および教師教育の全国的な動向を、「ことばの教室」の発展と地域性との関連に着目して明らかにすることを目的に検討を行った。その結果をまとめると以下のようなになる。

一点目に文部省は 1960 年代～1970 年代に昭和 42 年度「児童・生徒の心身障害に関する調査」「学校保健統計調査」「学校基本調査」を基にした児童生徒約 0.33% に当たる 50,000 人を言語障害の推計値として算出し、政策根拠として言語障害教育推進にかかる政策を推し進めたが、言語障

害特殊学級の在学率は 10%程度であった。この背景要因としては言語障害特殊学級の設置が推し進められた都道府県とそうでないところが生じたと考えられる。

二点目は言語障害特殊学級の設置が特に進められた都道府県として北海道、宮城県、東京都、千葉県、神奈川県、静岡県、大阪府等が挙げられるが、いずれも 1960～1990 年代にかけ特殊教育実験学校、特殊教育教育課程研究指定校を受けていた学校が含まれており、同政策が設置を推し進めた可能性がうかがわれた。

三点目には上述の 7 都道府県は言語障害教育教員養成課程、言語障害教育臨時教員養成課程、特殊教育特別専攻科言語障害教育専攻が設置された国立大学が位置する都道府県が多く、教員養成が言語障害特殊学級設置の一つの原動力となった可能性が示された。

今後の課題としては本研究で示された研究課題、「特殊教育実験学校」「特殊教育教育課程研究指定校」の内容と各地域への波及効果、先進的地域における言語障害特殊学級設置の推進要因、言語障害特殊学級設置と養成課程の設置との関連性等、を今後詳細に検討する作業を積み重ね、戦後日本における言語障害教育の展開過程とその歴史的位相を実証的に明らかにすることがあげられる。

#### V. 謝辞

本研究を行うに当たり、史資料収集等で北海道言語障害児教育研究協議会関係者の皆様に大変お世話になりました。北海道立図書館、北海道立文書館の皆様にもご協

力いただきました。また特定非営利活動法人ことばを育てる親の会北海道協議会理事跡部敏之氏にはお忙しい中聞き取り調査に快くご協力いただき、多くの研究の示唆を与えていただきました。ここに記して感謝申し上げます。ありがとうございました。

なお、本研究は JSPS 科研費 JP16K21275 「障害乳幼児支援担当者の『専門性』向上に係る養成および研修に関する歴史的研究」(代表：田中 謙)の助成を受けて実施されたものである。またその一部は JSPS 科研費 JP26870798 「『ことばの教室』に関する実証的研究」(代表：田中 謙)の助成を受けて行われた研究成果を含むものである。

## VI. 注

(1) 1988 年教育職員免許法(昭和 63 年 12 月 28 日法律第 106 号)改正以前は「一級免許状」、改正以降は「一種免許状」となる。

## VII. 引用・参考文献

藤井和子(1998)「我が国における言語障害教育の成立過程について—揺籃期における取り組み—」『上越教育大学研究紀要』18(1),131-144.

福島県教育委員会編(1969)『教育年報 1968 年』.

福島県教育委員会編(1970)『教育年報 1969 年』.

福島県教育委員会編(1973)『教育年報 1972 年』.

文部省初中局特殊教育課(1966)「特殊教育実験学校および研究指定校について」教育と医学の会編『教育と医学』,14(6),65-67.

文部省初中局特殊教育課(1973)「特殊教育教育課程研究指定校等の実施について」教育と医学の会編『教育と医学』,21(6),67-69.

文部省初等中等教育局編『特殊教育資料』(1963(昭和 38)年度版~1993(平成 5)年版).

松村勘由・牧野泰美(2004)「我が国における言語障害教育を取り巻く諸問題—変遷と展望—」『国立特殊教育総合研究所研究紀要』31,141-152.

田中謙・瀧澤聡(2015)「福祉行政・教育行政・医療行政下での『幼児ことばの教室』の展開過程の特質—北海道における設置および経営形態に焦点を当てて—」『山梨県立大学人間福祉学部紀要』(10),25-40.

田中謙・瀧澤聡(2016)「北海道における小学校『ことばの教室』の展開過程の特質—1960~1970 年代に焦点を当てて—」『山梨県立大学人間福祉学部紀要』(11),1-16.

東京学芸大学二十年史編集委員会編(1970)『東京学芸大学二十年史—創基九十六年史—』東京学芸大学創立二十周年記念会.

戦後日本における言語障害教育教員養成および教師教育の歴史的展開過程  
 —「ことばの教室」の発展と地域性との関連から—

Table1 特殊学級の在学者数ならびに在学率における言語障害の割合

年度	区分	心身障害児童生徒推定数		在学者数 (人/在籍別人数)			在学率 (%)	
		出現率 (%)	人数 (人)					
1968	S43	言語障害者 the Speech impaired	0.33	47,788	931	特殊学級 931	1.9	
1969	S44	言語障害者 the Speah disordered	0.33	47,274	1,703	特殊学級 1,703	3.6	
1970	S45							
1971	S46	言語障害者 the Speach disordered	0.33	47,084	2,304	特殊学級 2,304	4.9	
1972	S47	言語障害者 the Speach disordered	他の障害と重複している者	0.07	10,252	3,386	特殊学級 3,386	7.0
			その他	0.26	38,080			
			計	0.33	48,332			
1973	S48	言語障害 the Speech disordered	0.33	48,372	4,271	特殊学級 4,271	8.8	
1974	S49	言語障害 Speech disordered	0.33	49,124	4,825	特殊学級 4,825	9.8	
1975	S50	言語障害 Speech disordered	0.33	50,117	5,590	特殊学級 5,590	11.2	
1976	S51	言語障害 Speech disordered	0.33	51,160	6,063	特殊学級 6,063	11.9	

(筆者作成)

Table2 小学校、中学校における言語障害特殊学級設置数の変遷

年度	小学校		中学校		小・中学校合計		備考	年度	小学校		中学校		小・中学校合計		備考	
	学級数	児童数	学級数	生徒数	学級数	児童生徒数			学級数	児童数	学級数	生徒数	学級数	児童生徒数		
1958	S33	1		0	0	1		1976	S51	882	5,770	65	293	947	6,063	
1959	S34	2		0	0	2		1977	S52	950	6,074	71	303	1,021	6,377	
1960	S35	3		0	0	3		1978	S53	1,003	6,224	81	347	1,084	6,571	
1961	S36	3		0	0	3		1979	S54	1,037	6,580	68	248	1,105	6,828	
1962	S37	4		0	0	4		1980	S55	1,126	6,933	72	244	1,198	7,177	
1963	S38	6		0	0	6		1981	S56	1,186	7,196	79	255	1,265	7,451	
1964	S39	10	93	0	0	10	93	1982	S57	1,265	7,560	83	257	1,348	7,817	
1965	S40	16	160	1	3	17	163	1983	S58	1,307	7,686	81	242	1,388	7,928	
1966	S41	25	230	3	20	28	250	1984	S59	1,332	7,662	87	261	1,419	7,923	
1967	S42	65	548	5	42	70	590	1985	S60	1,330	7,385	86	273	1,416	7,658	
1968	S43	104	907	3	24	107	931	1986	S61	1,321	6,707	88	244	1,409	6,951	
1969	S44	189	1,530	9	78	198	1,603	1987	S62	1,322	6,345	88	238	1,410	6,583	
1970	S45	264	1,985	13	90	277	2,075	1988	S63	1,332	6,145	88	235	1,420	6,380	
1971	S46	264	1,985	13	90	277	2,075	1989	H元	1,336	5,960	86	192	1,422	6,152	
1972	S47	443	3,248	27	138	470	3,386	1990	H2	1,342	5,931	87	183	1,429	6,114	
1973	S48	583	4,108	29	163	612	4,271	1991	H3	1,379	5,905	85	172	1,464	6,077	
1974	S49	676	4,663	34	162	710	4,825	1992	H4	1,416	6,029	70	140	1,486	6,169	
1975	S50	799	5,350	48	240	847	5,590	1993	H5	1,288	5,152	72	133	1,360	5,285	

(筆者作成)

Table3 都道府県別言語障害特殊学級設置数の変遷（小学校）

Table with 38 columns (years 1970-1993) and 20 rows (prefectures: 北海道, 青森県, 岩手県, 秋田県, 山形県, 福島県, 茨城県, 栃木県, 群馬県, 埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県, 新潟県, 富山県, 石川県, 福井県, 山梨県, 長野県, 岐阜県, 静岡県, 愛知県, 三重県, 滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 奈良県, 和歌山県, 徳島県, 香川県, 愛媛県, 高知県, 福岡県, 佐賀県, 熊本県, 大分県, 宮崎県, 鹿児島県, 沖縄県). Rows show student counts for various categories like '言語障害', '聴覚障害', etc.

(筆者作成)

Table4 都道府県別言語障害特殊学級設置数の変遷（中学校）

Table with 38 columns (years 1970-1993) and 20 rows (prefectures: 北海道, 青森県, 岩手県, 秋田県, 山形県, 福島県, 茨城県, 栃木県, 群馬県, 埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県, 新潟県, 富山県, 石川県, 福井県, 山梨県, 長野県, 岐阜県, 静岡県, 愛知県, 三重県, 滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 奈良県, 和歌山県, 徳島県, 香川県, 愛媛県, 高知県, 福岡県, 佐賀県, 熊本県, 大分県, 宮崎県, 鹿児島県, 沖縄県). Rows show student counts for various categories like '言語障害', '聴覚障害', etc.

(筆者作成)

戦後日本における言語障害教育教員養成および教師教育の歴史的展開過程  
—「ことばの教室」の発展と地域性との関連から—

Table5 言語障害教育特殊教育実験学校一覧（小学校）

年度	研究事項	研究課題	研究実施 都道府県	実験学校名	備考	
1964	S39	言語障害教育、難聴教育、弱視教育の研究	言語障害	言語障害児の判別と障害に応じた指導法について	東京都 世田谷区立駒沢小学校	新規
1965	S40	言語障害教育、難聴教育、弱視教育の研究	言語障害	言語障害児の判別と障害に応じた指導法について	東京都 世田谷区立駒沢小学校	“
				言語障害児特殊学級における指導計画の作成と実施上の諸問題	神奈川県 川崎市江上丸子小学校	新規
				言語障害児の話し方指導における留意点	千葉県 千葉市立院内小学校	“
1966	S41	言語障害教育、難聴教育、弱視教育の研究	言語障害	言語障害の判別と障害に応じた指導法について	東京都 世田谷区立駒沢小学校	39年度から継続
				特殊学級における指導計画の作成と実施上の諸問題	神奈川県 川崎の上丸子小学校	40年度から継続
1967	S42	言語障害・難聴・弱視・重症情緒障害 特殊学級教育の研究	言語障害	言語障害児特殊学級における指導計画の作成と実施上の諸問題	神奈川県 横浜市立幸ヶ谷小学校	新規
1968	S43	言語障害・難聴・弱視・情緒障害・身体障害教育の研究	言語障害	言語障害児学級における指導計画の作成と実施上の諸問題	神奈川県 横浜市立幸ヶ谷小学校	42年度から継続

(筆者作成)

Table6 言語障害教育特殊教育教育課程研究指定校一覧（小学校）

年度	研究事項	研究課題	研究実施 都道府県	研究指定校名	備考
1966	S41	障害の状態に応じた言語障害児の指導計画の作成と指導効果について	宮城県	仙台市立通町小学校	…
		言語障害児教育の指導法を中心とした指導事例について	静岡県	吉原市立吉原小学校	…
1967	S42	障害の状態に応じた言語障害児の指導計画の作成と指導効果について	宮城県	仙台市立通町小学校	…
		言語障害児教育の指導法を中心とした指導事例について	静岡県	吉原市立吉原小学校	…
1968	S43	発音異常児の指導について—症例に即して—	茨城県	水戸市立五軒小学校	特殊学級
		1 症例に応じた個人別指導の計画と実際。 2 通級による指導ならびに巡回指導についての一つの試み。	大阪府	大阪市立大宝小学校	特殊学級
1969	S44	発音異常児の指導について—症例に即して—	茨城県	水戸市立五軒小学校	特殊学級
		1. 症例に応じた個人別指導の計画と実際。 2. 通級による指導並びに巡回指導についての一つの試み。	大阪府	大阪市立大宝小学校	特殊学級
1970	S45	言語障害を有する幼児・児童に対する指導のあり方についての研究	埼玉県	所沢市立所沢小学校	特殊学級
		巡回訪問による言語障害児指導のあり方についての研究	東京都	杉並区立杉並第一小学校	特殊学級
1971	S46	言語障害を有する幼児・児童に対する指導のあり方についての研究	埼玉県	所沢市立所沢小学校	特殊学級
		巡回訪問による言語障害児指導のあり方についての研究	東京都	杉並区立杉並第一小学校	特殊学級
1972	S47	早期教育のあり方	山口県	山口市立白石小学校	
		巡回指導のあり方	福島県	福島市立第四小学校	
1973	S48	早期教育のあり方	山口県	山口市立白石小学校	
		巡回指導のあり方	福島県	福島市立第四小学校	
1974	S49	統合教育	福岡県	福岡市立冷泉小学校	
1975	S50	統合教育	福岡県	福岡市立冷泉小学校	
1976	S51	言語指導の計画と方法	神奈川県	平塚市立崇善小学校	
1977	S52	言語指導の計画と方法	神奈川県	平塚市立崇善小学校	
1978	S53	言語指導の計画と方法	兵庫県	神戸市立西脇小学校	
1979	S54	言語指導の計画と方法	兵庫県	神戸市立西脇小学校	
1980	S55	言語指導の内容と方法に関する研究	青森県	青森市立長島小学校	
1981	S56	言語指導の内容と方法に関する研究	青森県	青森市立長島小学校	
1982	S57	言語指導の内容と方法に関する研究	千葉県	松戸市立常盤平第二小学校	
1983	S58	言語指導の内容と方法に関する研究	千葉県	松戸市立常盤平第二小学校	
1984	S59	言語障害の内容と方法に関する研究	宮崎県	児湯郡高鍋町立高鍋東小学校	
1985	S60	言語障害の内容と方法に関する研究	宮崎県	児湯郡高鍋町立高鍋東小学校	
1986	S61	言語指導の内容と方法に関する研究	北海道	江別市立中央小学校	
1987	S62	言語指導の内容と方法に関する研究	北海道	江別市立中央小学校	
1988	S63	言語指導の内容と方法に関する研究	長崎県	佐世保市立戸尾小学校	
1989	H元	言語指導の内容と方法に関する研究	長崎県	佐世保市立戸尾小学校	
1990	H2	言語指導の内容と方法に関する研究	秋田県	大曲市立花館小学校	
1991	H3	言語指導の内容と方法に関する研究	秋田県	大曲市立花館小学校	
1992	H4	言語指導の内容と方法に関する研究	静岡県	静岡市立一番町小学校	
1993	H5	言語指導の内容と方法に関する研究	静岡県	静岡市立一番町小学校	

(筆者作成)

Table7 特殊教育関係教職員研修状況

年度		講座等の名称		会場県等	地区範囲	対象者および参加人員	備考
1966	S41	文部省特殊教育実験 学校研究発表会	(言語障害)	千葉	全国	小・中・聾・養護学校教員、校医、指導 主事、教員養成大学関係者、言語障害児 童生徒の父兄、教育研究所職員	200 …
1967	S42		言語障害担当教員講習会	東京	全国	言語障害児・難聴児担当教員、教育研究 所職員等	224 …
1968	S43		言語障害担当教員講習会	東京	全国	言語障害児・難聴児担当教員、教育研究 所職員等	128 …
1969	S44		言語障害担当教員講習会	文部省	全国	言語障害児・難聴児担当教員、教育研究 所職員等	144 …

(筆者作成)

Table8 特殊教育内地留学生研修先大学一覧

大学 \ 年度	1966	1967	1968	1969
	S41	S42	S43	S44
東北大学	3		2	
千葉大学	2			1
東京大学		2	3	
東京医科歯科大学			2	1
東京学芸大学	5	8	9	
東京教育大学		1	6	2
お茶の水女大学	8	4	7	7
金沢大学				3
岐阜大学			1	
静岡大学				2
大阪教育大学			5	5
愛媛大学				6
合計	18	15	35	27

(筆者作成)

戦後日本における言語障害教育教員養成および教師教育の歴史的展開過程  
 —「ことばの教室」の発展と地域性との関連から—

Table9 特殊教育内地留学生都道府県別派遣人数一覧

都道府県	1966	1967	1968	1969	小計	都道府県	1966	1967	1968	1969	小計	都道府県	1966	1967	1968	1969	小計
	S41	S42	S42	S44			S41	S42	S42	S44			S41	S42	S42	S44	
北海道	2	2	1	1	6	富山		1	2	1	4	島根					0
青森	1	1	1		3	石川				1	1	岡山		1	2		3
岩手	1		1		2	福井	1	1	2		4	広島	1	1	1	2	5
宮城	1		4		5	山梨					0	山口			2	2	4
秋田					0	長野	2	1	1		4	徳島			1		1
山形		1	2	2	5	岐阜			1		1	香川				1	1
福島					0	静岡	1			2	3	愛媛			1	1	2
茨城				1	1	愛知					0	高知		1		1	2
栃木	1		1		2	三重					0	福岡		1	1		2
群馬		1	1		2	滋賀			1	1	2	佐賀				2	2
埼玉		1		1	2	京都			2		2	長崎				2	2
千葉	1			1	2	大阪			2		2	熊本					0
東京					0	兵庫				2	2	大分	2				2
神奈川	1			1	2	奈良					0	宮崎	1	1	2	2	6
新潟	2	1	3		6	和歌山					0	鹿児島					0
						鳥取					0	合計	18	15	35	27	

(筆者作成)

Table10 言語障害教育教員養成課程

年度	大学数	区分	大学名	修業年限	定員	入学資格	備考	
1968	S43	1大学	東京学芸大学	4年	20	大学入学資格 (学校教育法第56条) を有すること。	543年4月1日設置	
1969	S44	1大学	東京学芸大学	4年	20	大学入学資格 (学校教育法第56条) を有すること。		
1970	S45	2大学	東京学芸大学 大阪教育大学	4年	各20	大学入学資格 (学校教育法第56条) を有すること。	545年4月1日設置	
1971	S46	2大学	東京学芸大学 大阪教育大学	4年	各20	大学入学資格 (学校教育法第56条) を有すること。		
1972	S47	3大学	宮城教育大学 東京学芸大学 大阪教育大学	4年	各20	大学入学資格 (学校教育法第56条) を有すること。	547年4月1日設置	
1973	S48	4大学	宮城教育大学 東京学芸大学 大阪教育大学 金沢大学	4年	各20	大学入学資格 (学校教育法第56条) を有すること。	548年4月1日設置	
1974	S49	4大学	宮城教育大学 東京学芸大学 金沢大学 大阪教育大学	4年	各20	大学入学資格 (学校教育法第56条) を有すること。		
1975	S50	4大学	宮城教育大学 東京学芸大学 金沢大学 大阪教育大学	4年	各20	大学入学資格 (学校教育法第56条) を有すること。		
1976	S51	4大学	宮城教育大学 東京学芸大学 金沢大学 大阪教育大学	4年	各20	大学入学資格 (学校教育法第56条) を有すること。		
1977	S52	4大学	宮城教育大学 東京学芸大学 金沢大学 大阪教育大学	4年	各20	大学入学資格 (学校教育法第56条) を有すること。		
1978	S53	4大学	宮城教育大学 東京学芸大学 金沢大学 大阪教育大学	4年	各20	大学入学資格 (学校教育法第56条) を有すること。		
1979	S54	4大学	宮城教育大学 東京学芸大学 金沢大学 大阪教育大学	4年	各20	大学入学資格 (学校教育法第56条) を有すること。		
1980	S55	4大学	宮城教育大学 東京学芸大学 金沢大学 大阪教育大学	4年	各20	大学入学資格 (学校教育法第56条) を有すること。		
1981	S56	4大学	宮城教育大学 東京学芸大学 金沢大学 大阪教育大学	4年	各20	大学入学資格 (学校教育法第56条) を有すること。		
1982	S57	4大学	宮城教育大学 東京学芸大学 金沢大学 大阪教育大学	4年	各20	大学入学資格 (学校教育法第56条) を有すること。		
1983	S58	4大学	宮城教育大学 東京学芸大学 金沢大学 大阪教育大学	4年	各20	大学入学資格 (学校教育法第56条) を有すること。		
1984	S59	4大学	宮城教育大学 東京学芸大学 金沢大学 大阪教育大学	4年	各20	大学入学資格 (学校教育法第56条) を有すること。		
1985	S60	4大学	宮城教育大学 東京学芸大学 金沢大学 大阪教育大学	4年	各20	大学入学資格 (学校教育法第56条) を有すること。		
1986	S61	4大学	宮城教育大学 東京学芸大学 金沢大学 大阪教育大学	4年	各20	大学入学資格 (学校教育法第56条) を有すること。		
1987	S62	4大学	宮城教育大学 東京学芸大学 金沢大学 大阪教育大学	4年	各20	大学入学資格 (学校教育法第56条) を有すること。		
1988	S63	4大学	宮城教育大学 東京学芸大学 金沢大学 大阪教育大学	4年	各20	大学入学資格 (学校教育法第56条) を有すること。		
			障害児教育教員養成課程	大阪教育大学	4年	55	大学入学資格 (学校教育法第56条) を有すること。	563年4月1日設置
1989	H元	4大学	宮城教育大学 東京学芸大学 金沢大学 大阪教育大学	4年	20 15 20 55	大学入学資格 (学校教育法第56条) を有すること。		
1990	H2	5大学	宮城教育大学 東京学芸大学 金沢大学 大阪教育大学 福岡教育大学	4年	20 15 20 各55	大学入学資格 (学校教育法第56条) を有すること。	H2年4月1日設置	
1991	H3	6大学	宮城教育大学 東京学芸大学 金沢大学 愛知教育大学 大阪教育大学 福岡教育大学	4年	各20 40 30 55 55	大学入学資格 (学校教育法第56条) を有すること。	H3年4月1日設置 H3年4月1日設置	
1992	H4	6大学	宮城教育大学 金沢大学 東京学芸大学 愛知教育大学 大阪教育大学 福岡教育大学	4年	各20 40 30 55 55	大学入学資格 (学校教育法第56条) を有すること。		
1993	H5	7大学	宮城教育大学 金沢大学 東京学芸大学 愛知教育大学 大阪教育大学 愛媛大学 福岡教育大学	4年	各20 40 30 55 35 55	大学入学資格 (学校教育法第56条) を有すること。		

(筆者作成)



戦後日本における言語障害教育教員養成および教師教育の歴史的展開過程  
 —「ことばの教室」の発展と地域性との関連から—

Table11 言語障害教育臨時教員養成課程

年度	大学数	区分	大学名	修業年限	定員	入学資格	備考	
1969	S44	3大学	言語障害児教育臨時教員養成課程	金沢大学	1年	各20	小・中・高等学校または幼稚園の教員の普通免許を有すること。(取得見込を含む。)	S44年4月1日設置
				大阪教育大学				S44年4月1日設置
1970	S45	3大学	言語障害児教育臨時教員養成課程	愛媛大学	1年	各20	小・中・高等学校または幼稚園の教員の普通免許を有すること。(取得見込を含む。)	S44年4月1日設置
				金沢大学				S44年4月1日設置
1971	S46	4大学	言語障害児教育臨時教員養成課程	北海道教育大学	1年	各20	小・中・高等学校または幼稚園の教員の普通免許を有すること。(取得見込を含む。)	S46年4月1日設置
				金沢大学				
1972	S47	4大学	言語障害児教育臨時教員養成課程	大阪教育大学	1年	各20	小・中・高等学校または幼稚園の教員の普通免許を有すること。(取得見込を含む。)	
				金沢大学				
1973	S48	4大学	言語障害児教育臨時教員養成課程	北海道教育大学	1年	各20	小・中・高等学校または幼稚園の教員の普通免許を有すること。(取得見込を含む。)	
				金沢大学				
1974	S49	2大学	言語障害児教育臨時教員養成課程	大阪教育大学	1年	各20	小・中・高等学校または幼稚園の教員の普通免許を有すること。(取得見込を含む。)	
				愛媛大学				
1975	S50	3大学	言語障害児教育臨時教員養成課程	北海道教育大学	1年	各20	小・中・高等学校または幼稚園の教員の普通免許を有すること。(取得見込を含む。)	S50年4月1日設置
				宮城教育大学				S50年4月1日設置
1976	S51	3大学	言語障害児教育臨時教員養成課程	横須国立大学	1年	各20	小・中・高等学校または幼稚園の教員の普通免許を有すること。(取得見込を含む。)	
				宮城教育大学				
1977	S52	3大学	言語障害児教育臨時教員養成課程	北海道教育大学	1年	各20	小・中・高等学校または幼稚園の教員の普通免許を有すること。(取得見込を含む。)	
				宮城教育大学				
1978	S53	4大学	言語障害児教育臨時教員養成課程	横須国立大学	1年	各20	小・中・高等学校または幼稚園の教員の普通免許を有すること。(取得見込を含む。)	S53年4月1日設置
				福岡教育大学				
1979	S54	5大学	言語障害児教育臨時教員養成課程	北海道教育大学	1年	各20	小・中・高等学校または幼稚園の教員の普通免許を有すること。(取得見込を含む。)	S54年4月1日設置
				宮城教育大学				
1980	S55	5大学	言語障害児教育臨時教員養成課程	千葉大学	1年	各20	小・中・高等学校または幼稚園の教員の普通免許を有すること。(取得見込を含む。)	
				横須国立大学				
1981	S56	5大学	言語障害児教育臨時教員養成課程	福岡教育大学	1年	各20	小・中・高等学校または幼稚園の教員の普通免許を有すること。(取得見込を含む。)	
				北海道教育大学				
1982	S57	5大学	言語障害児教育臨時教員養成課程	宮城教育大学	1年	各20	小・中・高等学校または幼稚園の教員の普通免許を有すること。(取得見込を含む。)	
				千葉大学				
1983	S58	5大学	言語障害児教育臨時教員養成課程	横須国立大学	1年	各20	小・中・高等学校または幼稚園の教員の普通免許を有すること。(取得見込を含む。)	
				福岡教育大学				
1984	S59	5大学	言語障害児教育臨時教員養成課程	北海道教育大学	1年	各20	小・中・高等学校または幼稚園の教員の普通免許を有すること。(取得見込を含む。)	
				宮城教育大学				
1985	S60	5大学	言語障害児教育臨時教員養成課程	千葉大学	1年	各20	小・中・高等学校または幼稚園の教員の普通免許を有すること。(取得見込を含む。)	
				横須国立大学				
1986	S61	5大学	言語障害児教育臨時教員養成課程	福岡教育大学	1年	各20	小・中・高等学校または幼稚園の教員の普通免許を有すること。(取得見込を含む。)	
				北海道教育大学				
1987	S62	5大学	言語障害児教育臨時教員養成課程	宮城教育大学	1年	各20	小・中・高等学校または幼稚園の教員の普通免許を有すること。(取得見込を含む。)	
				千葉大学				
1988	S63	5大学	言語障害児教育臨時教員養成課程	横須国立大学	1年	各20	小・中・高等学校または幼稚園の教員の普通免許を有すること。(取得見込を含む。)	
				福岡教育大学				
1989	H元	5大学	言語障害児教育臨時教員養成課程	北海道教育大学	1年	各20	小・中・高等学校または幼稚園の教員の普通免許を有すること。(取得見込を含む。)	
				宮城教育大学				
1990	H2	5大学	言語障害児教育臨時教員養成課程	千葉大学	1年	各20	小・中・高等学校または幼稚園の教員の普通免許を有すること。(取得見込を含む。)	
				横須国立大学				
1991	H3	5大学	言語障害児教育臨時教員養成課程	北海道教育大学	1年	各20	小・中・高等学校または幼稚園の教員の普通免許を有すること。(取得見込を含む。)	
				宮城教育大学				
1992	H4	5大学	言語障害児教育臨時教員養成課程	千葉大学	1年	各20	小・中・高等学校または幼稚園の教員の普通免許を有すること。(取得見込を含む。)	
				横須国立大学				
1993	H5	5大学	言語障害児教育臨時教員養成課程	北海道教育大学	1年	各20	小・中・高等学校または幼稚園の教員の普通免許を有すること。(取得見込を含む。)	
				宮城教育大学				

(筆者作成)



## **Historical Development of Teacher Training for Children with Speech and Language Disorders and Teacher Education —Focused on Relationship between development in the “resource room for children with speech and language disorders” and locality—**

TANAKA Ken · TAKIZAWA Satoshi

### **Abstract**

The goals of the study were to reveal the nationwide trend of teacher training and teacher education for children with speech and language disorders in 1960's~1993. In the case, this study aimed at development in the “resource room for children with speech and language disorders” and locality.

Consequently, the following 3 points became clear.

The student rate of the “resource room for children with speech and language disorders” was 10% of estimated number. The difference every urban and rural prefecture was great about establishment at the “resource room for children with speech and language disorders”.

Installation was developed in particular in Hokkaido, Miyagi, Tokyo, Chiba, Kanagawa, Shizuoka and Osaka about the “resource room for children with speech and language disorders”. The existences of some policies were confirmed as the factor.

A possibility that teacher training for children with speech and language disorders became one of driving force of establishment of “resource room for children with speech and language disorders” was indicated by this study.

### **Keywords:**

**Teacher Training for Children with Speech and Language Disorders**

**Teacher Education**

**“Resource Room for Children with Speech and Language Disorders”**

**Locality**